

平成16年加美町議会第3回定例会会議録第3号

平成16年9月21日(火曜日)

出席議員(46名)

1番	新田 祐一 君	2番	千葉 清喜 君
3番	木村 慶喜 君	4番	青木 喜右衛門君
5番	伊藤 信行 君	7番	高橋 良一 君
8番	早坂 理 君	9番	米澤 秋男 君
10番	千葉 明朗 君	11番	佐藤 正憲 君
12番	畠山 和則 君	13番	板垣 敬志 君
14番	尾形 勝 君	15番	工藤 清悦 君
16番	田中 登 君	17番	近藤 義次 君
18番	佐藤 善一 君	19番	鎌田 八郎 君
20番	福島 久義 君	21番	熊谷 和夫 君
22番	渡辺 秀一 君	23番	岩淵 庸一 君
24番	門脇 幸悦 君	25番	新田 博志 君
26番	佐々木 敏雄 君	27番	畠山 こずゑ 君
28番	坂本 せん 君	29番	三嶋 等 君
30番	佐藤 澄男 君	31番	高橋 源吉 君
32番	高橋 毅 君	33番	本多 行夫 君
34番	吉岡 博道 君	36番	藤原 耕夫 君
37番	及川 六郎 君	38番	猪股 信俊 君
39番	星 義之佑 君	40番	板垣 博 君
42番	伊藤 淳 君	43番	伊藤 貴康 君
44番	下山 孝雄 君	45番	渋谷 征夫 君
46番	川村 薫 君	47番	加藤 嘉一 君
48番	山城 庄一 君	49番	米木 正二 君

欠席議員(3名)

6番 早坂 勤治郎 君
41番 太田 義明 君

35番 一 條 光 君

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	星 明 朗 君
助 役	清 野 健 一 君
収 入 役	堀 川 勇 逸 君
総 務 課 長	森 田 善 孝 君
企 画 財 政 課 長	早 坂 仁 君
町 民 課 長	三 嶋 秀 二 郎 君
税 務 課 長	伊 藤 東 君
農 林 課 長	早 坂 宏 也 君
商 工 観 光 課 長 やくらい高原温泉	古 内 公 雄 君
保 養 セ ン タ ー 所 長	早 坂 忠 幸 君
建 設 課 長	板 垣 政 義 君
保 健 福 祉 課 長	今 野 正 晴 君
上 下 水 道 課 長	二 瓶 悟 君
会 計 課 長	外 山 篤 可 君
小 野 田 支 所 長	小 松 信 一 君
宮 崎 支 所 長	岩 淵 浩 弥 君
総 務 課 長 補 佐	吉 田 恵 君
教 育 長	三 浦 公 男 君
教 育 総 務 課 長	鈴 木 啓 三 君
生 涯 学 習 課 長	星 秀 吾 君
農 業 委 員 会 会 長	兔 原 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 熊 忠 男 君

代表監査委員	引地 田路子 君
監査委員書記	佐藤 鉄郎 君

事務局職員出席者

事務局 長	澤口 信 君
主幹兼議事係長	渋谷 正彦 君
主 事	伊藤 一衛 君
主 事	佐藤 匡亮 君
主 事	千葉 美智子 君

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 8号 平成15年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について
- 第 3 議案第74号 加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の制定について
- 第 4 議案第75号 加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の制定について
- 第 5 議案第76号 加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の全部を改正する条例について
- 第 6 議案第88号 土地の売り払いについて
- 第 7 議案第89号 工事請負契約の締結について（平成16年度加美町中新田地区統合保育所建設工事）
- 第 8 議案第90号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第 9 議案第77号 平成16年度加美町一般会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第78号 平成16年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第79号 平成16年度加美町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第80号 平成16年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第81号 平成16年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

- 第14 議案第82号 平成16年度加美町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 第15 議案第83号 平成16年度加美町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議案第84号 平成16年度加美町小野田簡易水道施設事業特別会計補正予算
(第1号)
- 第17 議案第85号 平成16年度加美町霊園事業特別会計補正予算(第1号)
- 第18 議案第86号 平成16年度加美町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第19 議案第87号 平成16年度加美町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第20 認定第1号 平成15年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第2号 平成15年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第22 認定第3号 平成15年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第23 認定第4号 平成15年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第24 認定第5号 平成15年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第25 認定第6号 平成15年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第26 認定第7号 平成15年度加美町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第27 認定第8号 平成15年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計歳入歳出
決算認定について
- 第28 認定第9号 平成15年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第29 認定第10号 平成15年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第30 認定第11号 平成15年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計歳
入歳出決算認定について
- 第31 認定第12号 平成15年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

第32 認定第13号 平成15年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算
認定について

第33 認定第14号 平成15年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第33まで

午前10時00分 開議

議長（米木正二君） 皆さんおはようございます。

本日は、大変御苦勞さまでございます。きょうもどうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は43名であります。

6番早坂勤治郎君、35番一條 光君、41番太田義明君より欠席届が出ております。5番伊藤信行君、7番高橋良一君、32番高橋 毅君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（米木正二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、16番田中 登君、17番近藤義次君を指名いたします。

日程第2 報告第8号 平成15年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について

議長（米木正二君） 日程第2、報告第8号平成15年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） おはようございます。

3日目であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、報告第8号を説明させていただきます。

報告第8号平成15年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社の決算について報告を申し上げます。

株式会社陶芸の里宮崎振興公社の平成15年度事業報告並びに決算は、お手元に配付をいたしました平成15年度勘定式決算報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。46番川村 薫君。

46番（川村 薫君） この決算書の損益計算書を見ますと、総売上利益が約9,240万円、それから営業損失が9,457万円で、結局赤字が217万1,394円と。

そこで、営業外収益で雑収入、これが 421万 9,034円とこういふことで、辛うじて収益が

200万円ということですが、問題はその雑収入です、雑収入は何だかということですが、雑収入。

昨年は 1,000万円、雑収入が。ことしは 420万円というようなことで、雑収入の中身です、これがどういふ中身なのかと。参考までに、去年関係者に、1,000万円の雑収入がありましたのでちょっと聞いたら、これは町からの委託だと。委託は何ですかと聞いたら、芝生の管理、それからカヤぶき民家ですか、それらの委託だといふ話がありましたけれども、どうも 1,000万円なり 400万円なり、それに見合った雑収入だか、相当する額だかといふ、甚だ疑問に思ふんですけれども、その辺の雑収入の内容についてお聞きしたいと思います。

議長（米木正二君） 収入役。

収入役（堀川勇逸君） 公社の監査役ということで決算審査をさせてもらっている関係で、私から答弁をさせていただきます。

まず、14年度の決算の関係で 1,000万円ということですが、まさにそのとおりでありまして、この 1,000万円の中には消費税が入りませんで、陶芸の里の陶芸館の方の受け付け業務、これが 500万円の委託料でございます。それから、あの前の緑地広場、あれが 300万円あります。それからカヤぶき民家50万円。したがって、合計しますと 850万円ありますが、消費税を含めると約 900万円近いわけでありまして、この金額が、前年度決算では雑収入に入っておったわけでありまして、しかしその後、議員さんの御指摘もありまして、公社の方で委託をしております税理士さんと相談をしたわけでありまして、その結果、売り上げ収益の中に新たな項目として、営業収益の下から 2 番目に陶芸の里管理売上高、ここに新たに項目を置いて計上したということでありまして。

また、15年度の雑収入の 421万 9,034円ですが、この中には町からの助成金が入っております。これは、合併協議における入湯税、これが旧町時代には70円であったわけでありまして、これを 150円に統一をしたといふ経緯がございまして、経営状況の中で消費税の増額分があるといふことで、町の方で消費税増額相当分 250万円を運営助成金として助成をしたといふことであります。したがって、営業収益には入らないわけでありまして、営業外の収益の雑収入に 250万円が含まれているものだといふことであります。

また、そのほかには自販機の売り上げの手数料とかそういったものが入ってましてこの金額になっているといふことでありますので、御理解を賜りたいと思ひます。以上でございます。

議長（米木正二君） 46番。

46番（川村 薫君） 前年度は、ただいまの説明によりますと陶芸館の受け付けが 500万円、それから芝管理が 300万円、それからカヤぶき民家が50万円ということで 800万円。そういう雑収でありましたけれども、ことしは 400万円と。なぜ同じ管理で、カヤぶき民家もそれから受け付け業務も、それから芝管理も全く業務内容は同じです。同じでありながら、去年は 800万円、消費税を含めて 1,000万円、ことしは 400万円。なぜこんなに違うのか、なぜ違うんですか、これ。 850万円.....、ことしは 400.....

議長（米木正二君） 収入役。

収入役（堀川勇逸君） 答弁します。

そういうような御質問を踏まえて答弁をさせてもらったつもりではありますが、1,000万円の中に 850万円が、営業収益に移動したということでございます。

したがって、ことしの決算の中には 400万何がしありますが、その中に 250万円の町からの運営助成金が入っているんだということでありまして。以上でございます。

議長（米木正二君） そのほか質疑ございませんか。10番千葉明朗君。

10番（千葉明朗君） 4ページの最後です、「利益金処分計算書」とよくわからないんですが、当期の未処理利益で 190万 6,421円の利益だと。利益をどのように処分したかと、準備金10万円ですね。株主配当金 100万円ですか、これは、110万円というこの金額だけで項目ないんですが。これは、要するに株主配当したということですね、利益が出たから。どれだけの人員にどれだけの額ずつお支払いしたんですか。

議長（米木正二君） 収入役。

収入役（堀川勇逸君） 答弁いたします。

まず、100万円の株主配当金でございますが、出資金は御存じのようにゆ～らんの場合

は、公社の場合は 5,000万円であります。そのうちの58%が町の出資であります。その残りの 2,100万円が町民の方々であります。1人 100万円でございます。したがって21人いらっしゃるというようなことで、出資額からすれば2%相当の配当をさせてもらったということでありまして。それからどの程度の金額かということになりますが、2万円でございます。58万円は町に入りましたし、42万円は町民の方に入ったということでございます。

それから、利益準備金の10万円の関係につきましては、これは商法からしまして株主配当金

の10%を準備金として積み立てをなささいという、これはルールになっていますので、このような処分書になったということでございます。以上でございます。

議長（米木正二君） 10番。

10番（千葉明朗君） 金額の問題でなく、よくここまでこぎつけたなということも一つあるんですが、私疑問に思うのは、通常管理経費を生むために町の委託、各所、先ほど川村議員も言ったように、草むしりから管理から、切符のもぎ取りまで全部委託を受けて、そしてその利益を一般営業管理費に抱き込みの状態で行っているということなんですね。

前段の方がその件を質問したら、私、申し上げませんが、理論的にそういうものがあって利益が出たという、当然数字ですから利益が出たんですが、これは利益として配当していいものかどうかという、数字的にはそうなんでしょうけれども。金額は微々たるものですが、こういうものこそ翌年の経営の予備金だとか準備金だとか、そういうものに私は引き当てて、まだまだ当分の間、特に町当局の58万円という利益をいただいたということですが、こういうものも株主総会の理解のもとに積み立てをします。そしてできるだけ町からの数字を少なくするという、そういう努力をするというような、そういうことも私は必要ではなからうかと思うんですけども、配当してしまったものは間違いではございませんので、よしとしますけれども、そういう基本的な考え方を一つ一つ積み重ねていくことによって、数字の上でも、私はこの振興公社というものがすばらしいものになっていくのではないかと思うわけでございます。その辺の監査役としての感想を一言お願いします。

議長（米木正二君） 収入役。

収入役（堀川勇逸君） 私からお答えをするという分野ではございませんので、町長から答弁をお願いしたいと思います。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） いわゆる振興公社という別組織でありますから、振興公社自体の考え方だろうというふうに思います。それは、株主総会等々で決まりました。

収入役、監査役が報告を申しあげましたように、町も大株主でありますからその株主総会には出席をいたしました。

そういう中で、いわゆる企業努力を、10番議員がおっしゃったように、よくぞここまで頑張ったなというお褒めをいただいたわけなんでありますが、まさしくそうだと思います。

確かに、御意見も一理はあるわけではありますが、やはり株主の皆さんの御努力、これまで、第6期の決算でありますから、今まで努力をしてまいりました。その努力を認めていただい

て、いわゆる利益剰余金の約半分でしょうか、株主配当をしたということであります。

確かに、町の管理経費、委託料が出ておりますけれども、本来は町が管理すべきものでありまして、委託を申し上げているわけでありまして、今回の法改正によって委託の形式が変わってまいります。それらの方向づけも見ながら、公社としての努力を促すということからも、今回の決算は妥当なものであろうかと私は理解をいたしております。以上であります。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。2番千葉清喜君。

2番（千葉清喜君） ページ数でいきますと1ページです。貸借対照表がありまして、その中の資産の部で未収入金というものが125万円あるんですが、現実はこの中身についてお伺いをしたいと思います。

その後に収入、まずされたかどうか。されないというのであれば、同時にその中身についてどういう内容で未収入金になったのか、その収入の見通しについてお伺いしたいというふうに思います。

議長（米木正二君） 収入役。

収入役（堀川勇逸君）

未収入金につきましての御質問でございますが、まずこの未収入金の

125万円でございますが、これは先ほど来申し上げていますように、町からの助成金250万円でございますが、その2分の1が決算時点で町から支出がなかったということでございます。

したがって、現在では町から助成がございまして、未収入金としては今はゼロと、入ったということでございます。

もう一度申し上げますが、250万円のうちの2分の1は決算年度中に入ったわけですが、決算を締める段階で250万円の2分の1が入らなかったということで未収入金として計上したということでございます。以上でございます。

議長（米木正二君） 2番。

2番（千葉清喜君） 内容についてはわかりましたが、そうしますと町の方の助成の関係でいきますと5月、町では出納閉鎖をしまして前年度分というか前の年度の分を出すわけですが、今回は6月……、3月31日で貸借対照表が締めてありますね。そうすると、その年度とのかかわりで、どういう日にちがその未収入金になった状況なのか、再度お伺いします。

議長（米木正二君） 収入役。

収入役（堀川勇逸君） 答弁します。

まさに、簡単に言いますと町と公社では出納閉鎖が違うわけですが、公社の方は定

款で3月31日ということで明確にうたっております。したがって、3月31日で締めた段階では町からの2分の1の助成金が入らなかったということですが、その後町からの収入があったということですが、その部分は16年度の収入で入ってくるということになります。

議長（米木正二君） 2番。

2番（千葉清喜君） それで、町の助成金の出し方、これは出納閉鎖の関係で問題ないというふうに思うんですが、現実にはほかの補助団体、助成団体も、普通は3月で締めるのが一般的でございまして、年度が繰り越すといろいろなところで弊害が出てくるというのが、この公社の決算以外にも各種地域の団体からもそういうことが、たまに町の方からの助成がおくれたとかそういう形があるんですが、その辺での改善策というか、町としては考えていないのかどうか、その点だけ伺います。

議長（米木正二君） 収入役。

収入役（堀川勇逸君） お答えしますが、まず御理解をいただきたいのですが、この町からの助成金につきましては入湯助成金ということですが、3月31日までの実績に基づいた入湯助成金を算出をするためには、どうしてもその前に支出をするというわけにはいかないと。実績を見て町からの補助があるということになりますから、そのような流れになりますことを御理解賜りたいと思います。

議長（米木正二君） その他、質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第8号平成15年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算についての報告を終了いたします。

日程第3 議案第74号 加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の制定について

議長（米木正二君） 日程第3、議案第74号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第74号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件は、これまで宮城県において乳幼児及び心身障害者医療費の助成について、一つの要綱により施行いたしておりましたが、本年7月9日、県ではこの要綱を廃止し、新たに乳幼児医療費助成と心身障害者医療費助成の二つに分離した要綱を制定したことに伴い、本町においてもこれまでの加美町乳幼児児童及び心身障害者医療費の助成に関する条例を廃止し、新たに加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例と、次の議案で提案をいたします加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の二つを制定することとしたもので、新条例には次の規定が新たに加わったものであります。

一つは、従来の条例では加美町内に住所を有する乳幼児のみを助成対象としておりましたが、町外に住所を有する乳幼児を本町内に住所を有する保護者が別居、監護しているケースについても助成対象にすることとしたことであります。

二つ目は、外国人登録簿に記載のある外国人に対しても助成対象としたこと。

三つ目は、助成の遡及期間について、受給者が医療費を支払った日から2年以内とすることとしたこと。

四つ目は、申請手続を簡素化するため、受給資格の確認及び助成金額の確定のため、受給者及び受給者に係る医療保険上の被扶養者の所得額について、課税台帳等により確認できることとしたものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。37番及川六郎君。

37番（及川六郎君） この乳幼児医療費の助成につきましては、先般小学校1年生まで引き上げるということで、私だけでなく多くのお母さん方が大変喜んでおります。この点は、大いに評価したいというふうに思います。

その点で、また順次引き上げる、拡充するお考えはないか、その辺についてお伺いします。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） 大変評価をいただいてありがたいことではありますが、一気に助成範囲を拡大をしたということでもありますので、何年間か推移を見ながら次の段階を考えてまいりたいと思います。

議長（米木正二君） 37番。

37番（及川六郎君） 余り間を置かないでやっていただきたい。というのは、以前、この乳幼

児医療費の問題については、一気にもいかないだろうから、いわゆる順次、年度的に、段階的に検討していきたいというふうな答弁をしております。

それで、これは他市町村は他市町村でありますけれども、既に小学校6年生だとか、あるいは中学校と、進んだところでは、そういうふうにやっております。この辺は、余り間を置かずに、やはり年度ごとに検討してしかるべきではないのかという点で、再度町長のお考えをお伺いしたいと思います。

大変、今、これは後で特別委員会等でも審議されるでしょうけれども、乳幼児を抱えるお母さん方にとって大変な思いをしていらっしゃる世帯もあります。その点でのお考えについて、町長のお考えを再度お伺いしたいと思います。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） 御意見、一つでございますが、今回の医療費の拡大については、統合保育所のお母さん方との話し合い、説明会の中でいろいろなお話をちょうだいをし、やはり子育て支援の一つとして一気に年齢を拡大をしたという経緯がございます。

6年生までというところも、もちろん存じ上げておりますが、財政計画等々、常に御指摘のあるとおりでありますので、やはり慎重に事を運ぶということで、まず初年度の推移を見ながら、今後検討してまいりたいと思います。（「了解」の声あり）

議長（米木正二君） そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第75号 加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の制定について

議長（米木正二君） 日程第4、議案第75号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第75号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件は、前議案で説明いたしましたとおり、これまでの加美町乳幼児児童及び心身障害者医療費の助成に関する条例を廃止し、新たに加美町心身障害者医療費の助成に関する条例を制定するもので、新条例には次の規定が新たに加わったものであります。

一つは、助成対象者について、本町に住所を有する者以外に国保の住所地特例者も対象とすること、また町外に住所を有する助成対象者を加美町に住所を有する保護者が別居、監護しているケースについても助成対象にすること。

二つ目は、外国人登録簿に記載のある外国人に対しても助成対象としたこと。

三つ目は、助成申請の期限を、新たに2年に規定すること。

四つ目は、助成対象者またはその保護者から提出された登録申請の結果を通知することとしたこと。

五つ目は、申請手続を簡素化するため、助成対象者に係る医療保険上における被保険者または被扶養者の所得額について、課税台帳等により確認できることとしたものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。28番坂本せんさん。

28番（坂本せん君） この助成に該当する方は何名くらい加美町にいるものかお伺いします。

議長（米木正二君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

一般の身障者が188人、それから老人の方々が467人。それで、国保の住所地特例者で、老人、加美町に住んでいて施設に入所した場合、国保の特例で加美町で見ますんで、その方々が7名おります。以上です。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。17番近藤義次君。

17番（近藤義次君） 町長にお尋ねをいたしますけれども、このようにいろいろな問題に対して助成金をどんどん出していくという形になると、国保をどんどん上げなければならんという

形にもなりかねないと思うんですが、その辺の上げざるを得なくなる時期というものはいつごろになるのか。今年度中上げること……、上げなくともいいのかどうか、その辺をお尋ねをいたしたいと思います。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） お答え申し上げます。

先ごろ国保の運営委員会をお開きをいただいて御審議をいただいたところでありますが、可能な限り今年度は国保の値上げにならないように、現在努力をいたしておりますし、ことしは何とかできそうであるということであります。

また、合併協議の中で国民健康保険税の税率の問題も議論されました。2年ないし3年は、何とか現状のままで努力をしたい。また、財政調整基金等々の兼ね合いもありますので、その辺は全体的な医療費の動向等を見ながら慎重に検討してまいりたいと思いますが、現時点では今年度の医療費の推移、半年経過いたしましたけれども医療費の分については2カ月おくれでございまして、まだ概略つかみ切れておりませんので、もうちょっと時間が必要だと思えます。可能な限り、3年間ぐらいは固定したいと、税率を上げないで努力をしたいという考えは変わっておりません。以上であります。

議長（米木正二君） 17番。

17番（近藤義次君） 町長、老人が多くなって病院にかかる人たちが大変多くなっているのが現状なわけですが、医療費がふえるのは間違いのないわけですから、減るということはないわけです。そういうことを考えると、一時的にどんと上げなければならないというような形になるんでは困りますから、毎年幾らかずつでも上げていった方が、むしろ国保の運営上いいのではなかろうかと感ずるんですが、その辺に対する町長の所見を伺いたいと思います。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） 今、手元にはっきりした数字、持ち合わせないのでありますが、いわゆる医療費の個人負担が少し増したということによって、いわゆる一時的な患者さんの減と見えますか、そういうものにつながったこともあります。しかし、果たしてそれがいいのかどうかということとか、早期発見早期治療という面からそういうものも推進をする、あるいは二重診療、三重診療、お薬だけいっぱいちょうだいをして、家に行ったら非常に薬が残っているというような状況なども見受けられますので、そういうものを指導しながら適正な医療行為というものを指導していかなければならないと思います。

御意見のとおり、一気に、3年に一遍、4年に一遍、値上げ、税率改正をとというのは確かに

負担増が見えますからであります、毎年毎年という税率改正も、これは長期的な計画でなくてということもありますので、そのことはやはり慎重に考えていかなければならないだろうというふうに思います。

可能な限り、答弁申し上げましたように、私としては3年間は努力をしたいと思いますが、申し上げましたように今年度の医療費の動向を見ながら、3月ぐらいに見通しを立てたいというふうに思っております。

議長（米木正二君） そのほかございませんか。18番佐藤善一君。

18番（佐藤善一君） 15ページにあります第4条第3項の、特に町長が必要と認めたときは、助成を行うことができるということではありますが、どのような場合を想定しているのかどうか、お尋ねをいたします。

それと、17ページにあります、この新設条例制定によって、現在施行されております条例が不要となったわけにありますから、新設条例の附則の欄でこれを廃止する規定を入れるべきではないかと思うです。

前の74号では廃止されておりますが、これはまた分離したものでありますから、この条例においてもその文言を入れるべきではないかと思いますが、見解をお尋ねいたします。

議長（米木正二君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

まず、15ページの件ですけれども、町長が認めたときということですから、この条例に基づきまして町外、例えば親か子供が町外にいても認めるということになったわけですから、その辺で住民登録の関係が適切に行われているか、それから扶養、監護面でどうしているかということ調査しなければならないわけなんです。そこで、もし正統な理由があって該当するかしないかという判断を町長が認めたときということにしております。

それから、経過措置ですけれども、町長が今、説明したとおり、新しい項目に関しては10月1日からやると。それから経過措置として、以前の乳幼児心身障害者医療費の助成に関する規定等については従前の例によるというふうになっておりますので、何ら条例的には問題ないと思っております。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） 75号についても廃止条例を附則で規定しなければならないのではないかと御意見がありますが、従来、条例一つだったんです。それで、74号で、8ページをこちらをいただきたいのでありますが、附則の2項で「加美町乳幼児、児童及び心身障害者医療費

の助成に関する条例」というものが一つだったわけであります。ここで、既に廃止をいたしておりますから、もうここでなくなっていますから、二つ目、三つ目は必要がないということであります。一つしか条例がなかったのも、最初の74号で廃止をしてしまったので必要はないということ御理解いただきたいと思ひます。

議長（米木正二君） そのほかございませぬか。37番及川六郎君。

37番（及川六郎君） 医療費の問題で、先ほど17番議員から毎年上げろというあれがありましたけれども、町長は3年間、可能な限り上げないと。3年間にこだわらないで、ぜひ継続してやっていただきたいなというふうに思ひます。

今年度の決算の説明等でもありますけれども、いわゆる医療費の問題というのは、どの市町村でも同じような悩みを抱えているわけでありませぬけれども、医療費をどれだけ抑えられるかというふうな問題点では、いわゆる加美町としても健康づくり推進事業、これをやっています。やはり健康づくりを中心に考えていかないと、医療費との関連がありますから、この辺はやはりこの推進事業を、人間ドックしかりさまざまやっていますけれども、そういう点を重視しておく必要があるのではないかと。

予防と治療、いわゆる早期発見早期予防、この観点からまちづくりを考えていかなければいけないだろうし、先ほど町長の答弁の中でお年寄りが病院からお薬をもらったときに、いわゆるため置いておくとかさまざまな問題があります。それから、飲み方がよくわからないと、薬局で説明を受けても、家に帰ると言われたことを忘れてしまうというふうな問題点があります。

いわゆるまちづくりの中で、例えばそういうお年寄りの皆さんを集めた、あるいは集まりやすいところで、自分の体、健康づくりをどうしたらいかんべがというふうなアドバイスも当然必要なわけで、そういう中から医療費の抑制効果というものが出てくるのではないかと。

私も、長年医療機関に勤めていましたけれども、そういう点でお年寄りの心理的なものまで含めて健康づくりの中に柱に据えて、単に税額を上げるか上げないかというふうな問題ばかりでなくて、中身の問題として考えておく必要があるのではないかとというふうに思ひますけれども、町長のお考えをお伺いしたいと思ひます。

議長（米木正二君） 町長。

町長（星 明朗君） 大体答弁をいただいたような気がいたしますが.....。

まず、健康づくり対策、やはり大事だと思います。そういう意味では計画策定も行ってありますし、いろいろな教室等々で御指導申し上げているということでありませぬ。

私も年寄りを抱えていますけれども、いわゆる飲まないで忘れることも非常に心配でありますけれども、

飲んだことを忘れてもう一回飲まれるというのも大変危険なであります。

ですから、そういう方々に対して、いわゆる老人クラブの皆さんの勉強会なり会合があったときに御説明をするということも一つだとは思いますが、いわゆる家庭内での家族の協力といえますか指導といえますか、あるいはそれが生涯学習なのか社会教育というかわかりませんが、多少なりとも痴呆が進んでいたりしますと、そういう心配、多分にありますから、家庭内での協力、指導等々も必要であります。ただ、独居老人がふえていますし、お年寄りの方々お二人での生活の世帯もありますから、一概には家庭内というわけにはいかないと思いますが、いろいろな機会をとらえながら指導といえますか勉強会等々を開いていくということと、医薬分業で調剤薬局からいただくということもありますから、お医者さんも薬局での指導も、見やすく大きな字で書いていただいているところもあるようでありますから、そういう指導も大事だと思います。御意見のとおりだと思います。

議長（米木正二君） 37番。

37番（及川六郎君） 町長が今、答弁されたとおりでありますけれども、我が家でも91歳の高齢者がいますけれども、家族介護がいかにも大変かと。まだ、家族がついているところは、町長も言うとおりのいいんですけれども、独居老人だとか、若い人が外に行って日中は一人しかいないという場合に、いわゆる薬も飲み間違いとか重複して飲んでしまうというふうな問題が発生します。その辺がどうかといえば、ヘルパーさんだとか、あるいはその他の人が飲み方について手伝ってあげないとなかなか大変な問題があると。これは、これから十二分に、町としても配慮していただきたいなというふうに思います。答弁は要りませんので。

議長（米木正二君） 3番木村慶喜君。

3番（木村慶喜君） 先ほどからいろいろ、健康保険なり医療費の関係で審議されておりますけれども、安易に税率を上げなさいという発言がございましたが、それに伴う父子家庭・母子家庭等々がございます。その中で、これらに関連して、離婚の協議、これが仙台、東京あたりで協議離婚して中新田に来て、母子家庭なり父子家庭になる家庭がないとも言えないわけです

……

議長（米木正二君） 済みません、3番に申し上げますが、次の議題に母子・父子家庭医療費の助成に関する議題になっておりますので……

3番（木村慶喜君） 現在の議案に、父子・母子というものがありますから、それに関連して聞いているわけです。

課長にお伺いしたいのは、父子家庭になる、母子家庭になることが、やはり離婚によって出

てくるわけで、仙台、東京あたりで離婚した者が中新田に来て父子家庭なり母子家庭の、この恩恵に浴することになります。ところが、実際の家庭生活はたまたま離婚した旦那さんなり奥さんなりが来て、その家庭の環境が.....

議長（米木正二君） 済みません、3番に申し上げますけれども、この議案は心身障害者医療費に関する議案でありまして、次に母子・父子家庭医療費の助成の議題がありますので、その際に御質疑をされたいかがかというふうに思います。その際に許します。

3番（木村慶喜君） はい。私の聞いているのは、先ほど申し上げたとおり、その名前です。それが順次、75号なり76号なり74号で、全部「母子」が出てくるわけですから、それに関連して聞いているわけです。ですから、議題は.....

議長（米木正二君） 次の議題になりますので、その際、質疑を許しますので、どうぞその際に質疑をしていただきたいと思います。

そのほかございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第76号 加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の全部を
改正する条例について

議長（米木正二君） 日程第5、議案第76号加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第76号加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の全部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、議案第74号の加美町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の制定において、新たに加わった規定について、本条例においても新たに加えるため、その改正が広範であることから今回全部を改正するものであります。

その改正の主な内容は、一つはこれまで、母子または父子家庭の母子または父子がともに加美町内に住所を有する場合のみ助成対象としておりましたが、今回、母子または父子家庭において、母または父が加美町内に住所が有するが、その子が町外に住所を有する場合またはその逆の、子が加美町内に住所を有し母または父が町外に住所を有して別居監護しているケースにおいても助成対象としたこと。

二つ目は、外国人登録簿に記載のある外国人に対しても助成対象としたこと。

三つ目は、助成の遡及期間について、受給者が医療費を支払った日から2年以内とするとしたこと。

四つ目は、申請手続を簡素化するため、被保険者もしくは被扶養者の所得額について、課税台帳等により確認できることとしたものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（米木正二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。3番木村慶喜君。

3番（木村慶喜君） どうも、前段の条例でも何だか、母子ということと乳幼児等との関係の改正があるわけです。

それで、今議題になりました76号の父子・母子等々の関係ばかりでなく、全部、条例の中にこの項目があるわけです。ということと、それに伴って医療費の関係も全部伴っているわけです。医療費については、現在、国保では最高が53万円ですね、最高の保険料が。その額を納めるのになかなか大変になってくるわけです。ですので、最高額をとめるのには、やはり所得の把握を完全にしなければいけないという点がありますし、またそれに伴った医療費の総額というものは、合併前の1町村の予算ぐらいの額になっているわけです。これは皆さん承知のとおりだと思います。

そういうことですから、安易に多くすればいい、何をすればいいではなくて、今、議題になっております中の母子なり父子なりもですが、これが虚偽の離婚をされて、先ほども申し上げたとおり、東京から、仙台から来てここで生活をしているということ、それが実際に我々、担当するとき、あった事例でございますから、その辺をきちんと調査しないと、この恩恵に浴す

るためにそういった虚偽の離婚等々もあるわけですので、その辺について、担当の課長からひとつ伺いたいと思います。

議長（米木正二君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（今野正晴君） お答えします。

昔はあったかもしれませんが、今は毎年調査していますし、そういう虚偽までして医療費をただというか無料にするという考えの人は、加美町には来ていないと思っております。

議長（米木正二君） 3番。

3番（木村慶喜君） 課長、来ていないということをおっしゃるけれども、来ているか来ていないか、あなた調査していますか。ということは、どうも家庭を見ているとそういう傾向が